議案第76号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

下記のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の 規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、 承認を求める。

令和元年5月7日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(別紙)

専決第23号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

平成31年3月31日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例(平成14年さいたま市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 54万円を超える場合には、54万円)及び同条 第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該 各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額し て得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から 当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減 額して得た額が16万円を超える場合には、16 万円)の合算額とする。
 - (1) 「略]
 - (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に28万円を乗じて得た

改正前

(国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 54万円を超える場合には、54万円)及び同条 第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該 各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額し て得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から 当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減 額して得た額が16万円を超える場合には、16 万円)の合算額とする。
 - (1) 「略]
 - (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に27万5,000円を

額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~ウ [略]

(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に51万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~ウ 「略]

2 「略]

附則

 $1 \sim 24$ 「略]

(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例)

25 当分の間、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税 (第3条第2項から第4項までの所得割額に限る。) に係る第24条第1項第2号に該当する者に係る減免については、同項中「減免することができる。ただし、第2号に該当する者に係る減免については、同号に規定する資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。」とあるのは、「減免することができる。」とする。

乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に 係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア〜ウ 「略]

(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に50万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~ウ 「略]

2 「略]

附則

 $1 \sim 24$ 「略]

(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例)

25 当分の間、平成22年度以後の年度分の国民 健康保険税に係る第24条第1項第2号に該当す る者に係る減免については、同項中「減免するこ とができる。ただし、第2号に該当する者に係る 減免については、同号に規定する資格取得日の属 する月以後2年を経過する月までの間に限る。」 とあるのは、「減免することができる。」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度 以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保 険税については、なお従前の例による。